３０国際第１０１０号
関税割当公表第EU１０号

平成30年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく砂糖の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第５条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日ＥＵ協定」という。）に基づく割当ての対象となる砂糖（以下「砂糖」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成30年12月21日

農　林　水　産　省

記

第１　割当対象物品、割当数量及び通関期限

１　割当対象物品

砂糖（日ＥＵ協定附属書２－Ａ第３編第Ｂ節１７に掲げるＴＲＱ－１６の砂糖（以下「指定糖」という。）であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第１７０１．１２号の２、第１７０１．１４号の２、第１７０１．９１号及び第１７０１．９９号に掲げる物品、同表第１７０２．９０号の１に掲げる物品（分蜜糖に限る。）、同号の２に掲げる物品（分蜜糖のものに限る。）、同号の５の（２）のＡに掲げる物品並びに同表第２１０６．９０号の２の（２）のＡに掲げる物品（分蜜糖のものに限る。）のうち、輸入時において一般に販売されていない製品の開発又は試験的な製造・販売を目的として輸入する物品。）

２　割当数量　　８３トン

３　通関期限　　平成31年３月31日

第２　関税割当申請書受付の担当課

農林水産省政策統括官付地域作物課

第３　関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第４　申請登録申込の受付期間

平成31年１月７日午前10時から平成31年１月10日午後４時までとし、その詳細は、別添「関税割当公表第７の２の抽選の参加方法について」によるものとする。

第５　関税割当申請者の資格

砂糖を用いた食品等の新商品の試験・開発を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実と認められる個人事業者

第６　関税割当申請書に添付すべき書類

１　関税割当申請書類表（別記様式１）

２　残余数量破棄に係る誓約書（別記様式２）

３　法人の登記事項証明書（個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

なお、第２に掲げる担当課への提出に当たっては、上から①１の別記様式１、②関税割当申請書、③２及び３に掲げる添付書類の順に揃えて提出するものとする。

第７　割当基準

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、１申請者当たりの申請数量は、第１の２に掲げる割当数量又は日ＥＵ協定の発効日から平成31年３月31日までの輸入計画数量のいずれか少ない数量を上限とする。

１　申請数量の総計が第１の２に掲げる割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

２　申請数量の総計が第１の２に掲げる割当数量を超える場合

各申請者の申請順に第１の２に掲げる割当数量に達するまで申請数量を割り当てる。

ただし、申請期間内に申請した者は同着とみなし、平成31年1月16日（水）に当省において抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。抽選の実施については、平成31年1月15日（火）午後２時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）（http://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/kansho/kanwari/index.html）において公表する。

３　１及び２に掲げる割当数量は、輸入時において一般に販売されていない製品の開発又は試験的な製造・販売を目的として輸入する物品の数量とする。

第８　配分結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

１　関税割当証明書は、日ＥＵ協定の発効日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとする。

なお、配分結果は、当省ウェブサイトにおいて平成31年１月30日（水）までに公表するとともに、申請者ごとの配分された数量は、割当期間の開始までに連絡するものとする。

２　関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

第９　報告

割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第10　独立行政法人農畜産業振興機構との売買契約の遵守

割当てを受けた者は、指定糖を本邦に輸入し保税地域に搬入してから通関手続きを行うまでの間に、独立行政法人農畜産業振興機構と砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「糖価調整法」という。）に基づく指定糖の売買契約（以下「機構売買契約」という。）を結ぶ。

第11　計画外使用があった場合の取扱い

１　指定糖の全部又は一部について、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定第２章附属書２－Ａ第３編の日本国の関税率表第Ｂ節１７（ａ）（ⅱ）の証明書（ＴＲＱ－１６に係る試験開発証明書）の取扱いについて（平成30年12月28日付け30政統第1499号農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）通知）に基づき政策統括官に提出のあった試験開発計画書に記載された用途以外の用途に使用（以下「計画外使用」という。）した場合には、関税割当てにより輸入した指定糖の全量について、糖価調整法施行令第４条第３号に基づく機構売買契約が解除される旨の条件に該当しなくなる。

２　１の場合において、政策統括官は、税関長に対して、計画外使用の事実の報告を行うものとし、割当てを受けた者は、関税割当てにより輸入した指定糖の全量に係る関税法上の手続について、税関長の指示に従うものとする。

第12　公表

次の事項を当省ウェブサイト（４に掲げる事項については、経済産業公報及び通商弘報を含む。）において定期的に公表する。

１　配分された数量

２　返納された数量

３　消化（割当）率

４　配分を受けた者の氏名又は名称及び住所

第13　その他

１　関税割当申請書の提出部数は２通（省令第１条）とし、その他の添付書

類の提出部数は１通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は２通（省令第３条）とする。

２　関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年４月１日付け16国際第1297号）によるものとする。

３　関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

４　割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない（省令第４条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第２に掲げる担当課に直接持ち込むものとし、やむを得ず送付する場合は、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（ＮＡＣＣＳ）の申告添付登録（ＭＳＸ）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

５　関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

表紙（別記様式１）

平成　　年度
経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定
関税割当申請書類
（TRQ-16　砂糖）

申請者名：

	主な確認事項	チェック
申請登録申込（事前登録）	（１）農林水産省ＨＰのフォームによる登録を行ったか。	適　／　不適
	（２）登録申請番号（　　）（番号に間違いはないか。）	適　／　不適
	（３）優先順位（　　）（優先順位に間違いはないか。）	適　／　不適
関税割当申請書	（１）提出部数（２通あるか）	適　／　不適
	（２）根拠法規（省令第１条となっているか）	適　／　不適
	（３）申請者住所（番地、号など省略されていないか）	適　／　不適
	（４）記名押印又は署名（代表者の役職は登記された役職となっているか）	適　／　不適
	（登記された印鑑となっているか）	適　／　不適
	（５）関税率表番号（HS６桁：　　）	適　／　不適
	（６）申請年月日（提出日となっているか）	適　／　不適
	（７）申請数量（輸入計画数量以下となっているか）	適　／　不適
	（上限を超えていないか）	適　／　不適
分割申請書(分割を希望する場合) （希望する　／　希望しない）	（１）提出部数（２通あるか）	適　／　不適
	（２）根拠法規（省令第３条となっているか）	適　／　不適
	（３）記名押印又は署名（登記された印鑑となっているか）	適　／　不適
	（４）申請年月日（提出日となっているか）	適　／　不適
	（５）割当数量の分割の内容（合計と関税割当申請書の申請数量と一致しているか）	適　／　不適
	（６）分割の理由（理由は適切か）	適　／　不適
誓約書（別記様式２）	（１）提出部数（１通あるか）	適　／　不適
	（２）誓約年月日（提出日となっているか）	適　／　不適
	（３）宛先（大臣の氏名に間違いはないか）	適　／　不適
	（４）代表者印（押印の有無）	適　／　不適
登記事項証明書(個人事業者の場合は住民票及び個人事業の開業・廃業届出書の写し）	【新規提出の場合】	
	（１）提出部数（１通あるか）	適　／　不適
	【　　年　　月申請時に提出しており、提出しない場合】	
	（１）提出済の証明書から変更はないか	適　／　不適
委任状、社員証明等（申請者が提出者と異なる場合に必要） （必要　／　不要）	【必要な場合】	
	（１）提出部数（１通あるか）	適　／　不適
	（２）押印（押印漏れはないか）	適　／　不適
	（３）内容（委任（証明）内容は適切か）	適　／　不適

関税割当申請チェックリスト （本表）	（１）提出部数（１通あるか）	適　／　不適
	（２）記載事項（記入漏れはないか）	適　／　不適
	（３）チェック欄（手書きとなっているか）	適　／　不適

※チェック欄は、必ず手書きすること。

（別記様式２）

誓約書

西暦　　年　月　日

農林水産大臣

殿

申　請　者　住　所
申請者氏名又は名称
記名押印又は署名

「平成　年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく砂糖の関税割当」により、証明を受けた砂糖は当該証明を受けた目的にのみに使用し、その他の目的には使用しないこと、やむを得ず残余が生じた場合は当該残余の数量を破棄することをここに誓約します。